**第６章**

**資　料**

# １　計画策定の経過

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月 | 内　　　　　　　容 |
| 令和４年10月１～20日令和５年８月３日９月３日～19日11月15日11月24日11月30日令和６年１月17日～２月15日３月４日３月６日　３月13日 | アンケート調査　→　概要は第２章の２を参照第１回新城市障害者計画等策定委員会・新城市障害者計画等策定（諮問）等について障がい者団体にヒアリング調査　　　　　　　　→　概要は第２章の２を参照第２回新城市障害者計画等策定委員会・第３期新城市障害者計画（素案）について第３回新城市地域自立支援協議会（定例会）・第７期新城市障害福祉計画・第３期障害児福祉計画について第３回新城市障害者計画等策定委員会・第７期新城市障害福祉計画・第３期障害児福祉計画（素案）についてパブリックコメント・第３期新城市障害者計画・第７期新城市障害福祉計画・第３期障害児福祉計画（案）について第４回新城市障害者計画等策定委員会・第３期新城市障害者計画・第７期新城市障害福祉計画・第３期障害児福祉計画（最終案）等について新城市障害者計画等策定委員会委員長より答申「第３期新城市障害者計画・第７期新城市障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」の決定 |

# ２　新城市障害者計画等策定委員会

**(1)　新城市障害者計画等策定委員会条例**

平成24年12月20日

条例第43号

（設置）

第１条　障害者の福祉に関する計画を策定するため、新城市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(1)　障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による障害者計画の策定及び変更に関すること。

(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による障害福祉計画の策定に関すること。

(3)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定による障害児福祉計画の策定に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　一般社団法人新城市医師会を代表する者

(3)　社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者

(4)　新城市民生委員児童委員協議会を代表する者

(5)　福祉サービス事業者を代表する者

(6)　新城市商工会を代表する者

(7)　一般社団法人新城青年会議所を代表する者

(8)　市民を代表する者

(9)　新城公共職業安定所を代表する者

(10)　愛知県新城保健所を代表する者

(11)　愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者

(12)　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の規定による答申の日までの間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

　　　　〔次のよう〕略

附　則(平成25年７月３日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成28年12月22日条例第52号)抄

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則(平成29年３月24日条例第９号)

（施行期日）

１　この条例中第1条及び次項の規定は平成29年４月１日から、第2条の規定は平成30年４月１日から施行する。

（新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

　　　　〔次のよう〕略

附　則(令和２年３月25日条例第7号)

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

**(2)　新城市障害者計画等策定委員会委員**

【委 員 数】21人　　　　　　　　　　　　　　　 　（◎：委員長　○：副委員長）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 所属団体及び職名等 | 氏　名 |
| １ | 学識経験を有する者 | 社会福祉法人岩崎学園　理事長 | ◎ 松下　直弘 |
| ２ | 一般社団法人新城市医師会を代表する者 | 一般社団法人新城市医師会　理事 | 内山　晴旦 |
| ３ | 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者 | 社会福祉法人新城市社会福祉協議会　地域福祉課長 | 柿原　弘幸 |
| ４ | 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者 | 新城市民生委員児童委員協議会　会長 | 村川　賢一 |
| ５ | 福祉サービス事業者を代表する者 | 新城市権利擁護支援センター　センター長 | 秋野美紀子 |
| 新城市基幹相談支援センター　センター長 | ○ 渡邉　竜夫 |
| 特定非営利法人ママ・サポート子いづみや　代表理事 | 中谷　昌美 |
| 新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす　相談支援専門員 | 藤原　佑奈 |
| シャローム　管理者 | 森　　容子 |
| 東三河北部障害者就業・生活支援センターウィル　センター長 | 藤田　洋孝 |
| やまなみ会相談支援事業所　管理者・相談支援専門員 | 村澤三千代 |
| ６ | 一般社団法人新城青年会議所を代表する者 | 一般社団法人新城青年会議所　理事長 | 原田　直彦 |
| ７ | 市民を代表する者 | 新城市区長会　八名代表区長 | 中西　忠史 |
| 新城市身体障害者福祉協会　副会長 | 長谷川喜一 |
| 新城市手をつなぐ育成会　理事 | 夏目みゆき |
| 南新家族会　副会長 | 城所　利次 |
| やすらぎの家　生活支援員 | 茂津目幸一 |
| － | 遠山　恵理 |
| ８ | 新城公共職業安定所を代表する者 | 新城公共職業安定所　上席職業指導官 | 白井　尚彦 |
| ９ | 愛知県新城保健所を代表する者 | 愛知県新城保健所　健康支援課長 | 山本由美子 |
| 10 | 愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者 | 愛知県新城設楽福祉相談センター　次長兼地域福祉課長 | 佐々木秀樹 |